

第 10 期計画介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び 在宅介護実態調査業務仕様書

1. 業務名

第 10 期計画介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実
態調査業務

2. 業務の目的

令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする第 10 期真庭市
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定を令和 8 年度に行い
ます。なお、10 期計画には、国の認知症施策推進基本計画を勘案し
た認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。そこで、令
和 7 年度は、準備年度とし、市内高齢者の状況やニーズ分析のため
高齢者を対象とした調査を実施し、課題の抽出を行い、計画策定の
基礎資料とします。

3. 業務の委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 業務の内容

第 10 期真庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、市が直営で実施する
在宅介護実態調査（500 件）を含めて、集計・分析、報告書等を作
成する。

（1）調査対象

- ・調査対象者：要介護 1～5 までの 65 歳以上の高齢者
- ・調査件数：3,000 件
（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

（2）調査票の検討

- ・国が示した調査票を基本とし、真庭市と協議のうえ作成す
る。

(3) 調査票等の作成・印刷

・調査票及び発送用封筒（角2封筒）、返信用封筒（長3封筒）は、受託者が必要部数を用意し印刷する。

(4) 調査票等の封入封かん、宛名ラベル貼り、発送・回収

・調査票と返信用封筒を封入後、封かんし宛名ラベルを貼ったものを市が指定する日時までに発送する。

※調査票は、受託者が発送（郵送料は委託料に含む）し、宛名ラベル作成と回収は市が行う。

※回収率は70%程度を想定。

(5) 調査票の開封・データ入力

・市に返送されてきた封筒を開封し、回答結果を入力してデータ化する。

(6) 報告書の作成

・調査結果の要点を取りまとめた報告書を作成する。

(7) 見える化システムのデータ作成

・国から提示される介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に係る入力の仕様等に従ったデータ化を行い、市に提供する。

5. 成果品

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書

紙媒体（A4判） 1部

電子データ 1式

「見える化」対応データ 1式

在宅介護実態調査報告書

紙媒体（A4判） 1部

電子データ 1式

6. 個人情報の取扱い

本業務の遂行にあたり、個人情報の取扱いについては、真庭市個人情報保護法施行条例を遵守するほか、業務の実施にあたっては、

個人情報保護対策を施した管理下（プライバシーマークを取得等）で行うこと。

7. その他

本仕様書に定めのない事項、業務履行の過程において業務内容に疑義が生じた場合については、必要に応じ協議のうえ実施するものとする。

別紙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をその全部もしくは一部においても他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（使用者への周知）

第3条 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故の防止及び個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第5条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理する以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理する以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、原則として第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(調査)

第11条 甲は、乙が委託事務を処理するにあたり、個人情報の取り扱い状況について、随時調査することができるものとする。

(注) 甲は委託者を、乙は受託者をいう。